

令和3年度 点呼支援機器等導入促進助成事業の概要

令和3年11月
公益社団法人全日本トラック協会

1. 事業の趣旨

本件は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）の普及促進を図ることを目的に、各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）を通じ、地方ト協会員事業者（以下「事業者」という）に対して、助成金を交付するものである。

2. 予算総額

50百万円（500台分）なお、予算に達した時点で締め切りとする。

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者（※）を対象とする。

※中小企業基本法に定める中小事業者を指す

〔 ・ 資本金の額または出資の総額が、3億円以下の会社
または ・ 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人 〕

4. 助成要件

- ・ 助成対象は、国交省の実証実験にて使用されている点呼支援機器等とする。具体的には、株式会社ナブアシストが開発した「ロボット点呼」（通称「ユニボ」）に関わるシステム機器一式とする。
- ・ 令和3年4月1日以降に導入（サービスの利用を開始）したものを対象とする。
- ・ 助成対象には、上記機器及びシステムの導入にかかる諸経費（セットアップ費用等）を含む。
- ・ 本助成制度以外の他の助成制度（国、自治体）を使用して導入した機器及びシステム（周辺機器を含む）は助成の対象外とし、各都道府県トラック協会が実施する助成は対象とする。

5. 助成額

- ・対象となる点呼支援機器等の導入に要する費用（上限10万円）
- ・年度内において、各地方ト協1事業者あたり1台分を上限とする。

6. 申請要領

- ・申請先は所属する地方ト協宛てとする。
- ・申請期間は、令和3年11月5日～令和4年2月28日
（地方ト協宛て必着）とする。
- ・申請に必要な書類は以下の通りとする。
 - ①（様式3）点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書
 - ② サービス利用申込書（写）（表紙のみ、利用規約以降は省略可）
 - ③ 領収証（写）

7. その他

なお、本事業の詳細については「点呼支援機器等導入促進助成金
交付要綱」に基づくものとする。

以 上

点呼支援機器等導入促進助成金 交付要綱

令和3年11月5日 制定
公益社団法人全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、中小トラック運送事業者における輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼にかかる支援機器及びシステム等（以下「点呼支援機器等」）を導入する各都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）に対して地方ト協を通じて助成金を交付する。

(対象機器等)

第2条 助成の対象となるのは、別に定める点呼支援機器等及び周辺機器とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに導入した第2条に定める機器等に対して、別に定める額を交付する。ただし、国、自治体からの補助金が交付された機器等に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金の交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(財産の処分制限等)

第7条 事業者は交付対象となった機器等の導入日から1年を経過するまでは、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (令和3年11月5日)

第1条 本要綱は令和3年11月5日より適用する。

点呼支援機器等導入促進助成事業 助成申請書

_____トラック協会会長 殿

※ 下記の同意内容を確認の上、□欄にチェック(☑)をご記入ください。(チェックがないと受付不可)

本助成事業の申請にあたり、国及び地方自治体が発行する助成制度等の申請・受領はしていません。

申請年月日	20 年 月 日			
事業者名	印			
支店名・営業所名				
会社所在地	〒 -			
電話・FAX番号	電話 ()	FAX ()		
申請責任者	役職	氏名		
点呼支援機器等	機器名	ロボット点呼(ユニボ)		
	管理NO(※)			
	サービス利用開始日	20 年 月 日		
取扱店				
導入費用	円			
助成金申請額	円			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行		支店
	ふりがな 口座名義			
	口座番号	普通・当座		
添付書類	1. 取扱店に支払った導入費用の領収証の写し 2. サービス利用申込書の写し 3. 管理NOが記載された書類の写し (2. に記載されている場合は、不要)			

※サービス利用申込書に記載された管理NOを記載すること。